

平成 27 年 5 月に港北区で発生した火災事案に係る検証・検討結果について

本事案について、消防局事故防止対策検討委員会を立ち上げ、詳細な事実の調査と要因の分析を行った上で、外部有識者の助言等をいただき、今後の対応策をとりまとめました。

1 火災の調査結果

- (1) 出火日時：平成 27 年 5 月 11 日（月） 8 時 45 分頃と推定しました。
- (2) 出火箇所：共同住宅 2 階 201 号室と判定しました。
- (3) 出火原因：電気関係、放火及びたばこによる出火の可能性について調査しましたが、合理的な立証ができないため不明としました。

2 119 番通報の対応に関する検討結果

- (1) 指令管制員等の対応について
119 番通報を受信した指令管制員及びダブルチェックを担当した指令副台長は、マニュアルに基づいた対応を実施していましたが、今回の事案では、火災と覚知することは困難な通報であったとの検討結果でした。
- (2) 指令管制員マニュアルについて
同様の通報があった際に火災または救急による通報なのか確実に覚知できるよう、聞き取り方法やチェック体制についてマニュアル等を見直す必要があることがわかりました。

3 対応策

上記の検討結果を受け、119 番通報事案を的確かつ迅速に覚知するため、以下の事項について対応を進めています。

- ①火災・救急等を確実に覚知するための聞き取り要領の見直し
- ②119 番通報輻輳時の応援体制の見直し
- ③ダブルチェック体制の強化
- ④教育、システムの充実・強化

4 まとめ

今回の事案では、出火元建物居住者からの 119 番通報に、一部聞き取りづらい内容があったことから、指令管制員が聞き直すなどの確認を行いました。火災の覚知には至りませんでした。

しかし、消防機関として、市民の安全安心の確保に向け、常に迅速・的確な活動が求められており、聞き取りづらい通報であっても、火災事案なのか、救急事案なのかを確実に覚知する必要があります。

上記の対応策を速やかに進め、今後の高齢化の進展等に伴う同様の事案の増加に対し、確実な対応ができるよう、全力で取り組んでまいります。